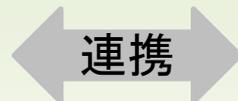


# 大学間連携

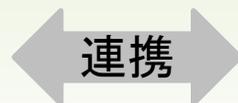
## 【特に優れた取組】

京都大学



同志社大学

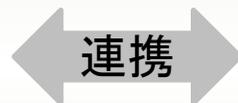
神戸大学



広島大学

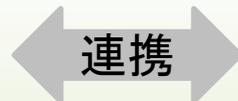
## 【優れた取組】

千葉大学



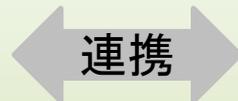
金沢大学

大阪大学



関西大学

九州大学



岡山大学

慶應義塾大学

◇プログラム名

同志社大学法科大学院への支援



◇プログラム名

京都大学法科大学院との連携によるカリキュラムの見直しと単位互換プログラムの開発・実施



趣旨・ねらい

京都大学法科大学院と同志社大学法科大学院において、①必修科目を中心とした単位互換プログラムを継続、拡充する、②両者の連携による同志社大学法科大学院のカリキュラム・教育方法の改善を継続する、③連携した組織体制のもとで授業内容に関する相互理解を促進する。

取組のポイント

①必修科目を中心とした単位互換プログラムの継続・拡充

・H29年度は、京都大学では2年次・3年次の必修科目を中心とした8科目、同志社大学では外国法関連科目3科目を単位互換科目に指定し、相互に学生を受入れ。

(主な実績・成果)

・京都大学における受入れ科目として「商法総合1」を新たに指定し、H28年度の7科目からH29年度は1科目拡大、受入れ人数もH28年度の32人からH29年度は45人に増加。  
・京都大学受入れ学生のうち4人がH29年3月に修了後、司法試験に合格するなど、同志社大学学生の成績向上に寄与。

②同志社大学法科大学院のカリキュラム等の改善の継続

・H28年度に同志社大学において京都大学からの助言に基づいて行われた、学生の学力に応じたクラス編成などのカリキュラムの見直し(※右記参照)、学修支援を中心とする教育方法の改善(※右記参照)の継続。

(主な実績・成果)

・カリキュラムの見直し(※右記参照)  
・教育方法の改善(※右記参照)

③連携した組織体制のもとでの相互理解の促進

・FD協議会(両法科大学院の執行部を構成員。H28年2月に設置)、FD分科会(法律基本科目ごと)を継続的に開催。

(主な実績・成果)

・②の改善の成果を確認するなど、カリキュラム全体の改善・調整について協議・検討を実施。  
・各科目ごとに授業参観、教材・期末試験問題の検討等を実施。

《京都大学》



◆ 単位互換プログラムの継続・拡充

- 同志社大学学生の受入れ科目数・人数が8科目・45人にまで拡大
- 同志社大学学生の成績向上に寄与
- 同志社大学開講の外国法関連科目を京都大学の学生が受講することにより、同志社大学の国際教育プログラムの活性化や安定的な実施に寄与

◆ FD協議会の継続的な開催

- カリキュラム全体や制度に関わる事項について、両法科大学院の執行部が意見の交換、調整をはかり、連携を強化

◆ FD分科会の継続的な開催

- 法律基本科目ごとに、授業参観を実施し、授業資料等を共有

◆ カリキュラムの見直し

- よりきめ細かな指導を可能とする習熟度別クラスの細分化(2クラス→4クラス)
- 修了必要単位数の削減
- 必修科目の一部を選択必修化
- 法学既修者として入学する者を対象とした基礎科目の一部の履修を免除する試験の導入
- 基礎知識確認試験の導入により、司法試験短答式試験合格率が向上

◆ 教育方法の改善

- FD分科会の取組による共通教材の共同開発、使用教材や授業方法等の改善
- 学修内容の定着を図るため法律基礎科目の一部で中間試験や基礎知識確認試験を導入
- 成績評価基準の一層の明確化・厳格化

《同志社大学》



※広島大学の取組は優れた取組



### ◇プログラム名

## 広島大学法科大学院の司法試験合格率向上に向けた組織的支援

### ◇プログラム名

神戸大学との教育連携による、カリキュラム改編等の抜本的な教育改革を迅速に実施し、改革成果を客観的に検証する、学修サービスマネジメントシステムの確立・運用



### 趣旨・ねらい

広島大学法科大学院において、神戸大学法科大学院からの助言等に基づき、現状の徹底的な精査・分析を通じて改善を要する課題を洗い出した上で、課題解決に資する改革・改善策をエビデンスに基づき考案し、それらを随時の成果検証を伴う形で実施することにより、広島大学法科大学院の司法試験合格率を全国平均を上回るレベルに到達させることを目的とする。

### 取組のポイント

両法科大学院の責任者からなる「連携協議会」を設置し、課題の把握に向けた調査（在学生・修了生からの意見聴取等）の実施、調査により把握された課題の解決に向けた改革方針の決定を経て、主に以下の点について改革の具体案を策定。

#### ① 法律基本科目のカリキュラム再編

- ・ターム（クォーター）制の導入を伴う科目再配置。（刑事法科目で先行実施・成果検証→平成30年度以降他の法律基本科目に展開）
- ・実践的な応用能力の習得の有無を判定評価するための科目である「総合演習」の配置を、3年次後期から前期に前倒し。
- ・「総合演習」により把握された個々の学生の課題の解決に向けた科目として、「重点演習」を3年時後期に新たに配置。

#### ② 実効的な少人数教育法の確立

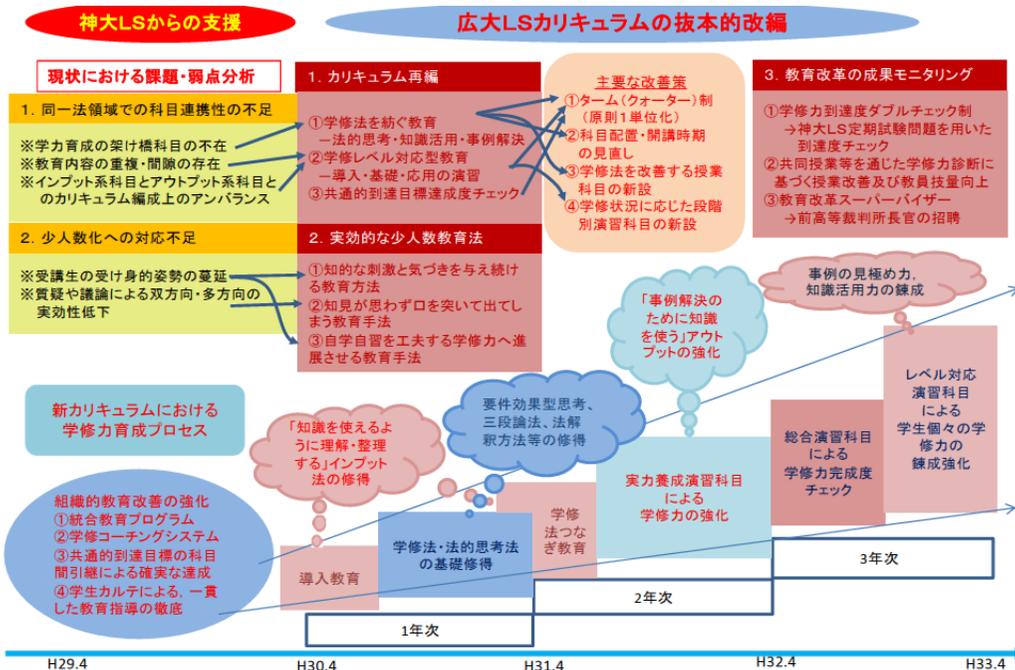
- ・神戸大学で実施されている「未修者スタートアッププログラム」のノウハウ提供。
- ・効果的な指導のため、学生の学習状況を把握する担当教員（チューター）の指定や「学生カルテ」の作成等、教員間での学生情報の共有に向けた仕組みを創設。

#### ③ 教育改革の成果モニタリング

- ・広島大学教員による神戸大学の講義の参観及び講義手法についての合同FDを実施。
- ・両大学の2年次学生を対象に刑事実体法の「合同授業」を実施。（神戸大学における未修者科目の定期試験問題を広島大学学生に解かせ、その採点結果を共有し、広島大学の成績評価のあり方を共同検討）

#### (今後の展望)

- ・カリキュラム再編等により広島大学の教育機能の自律性を再生し、広島大学の司法試験合格率を、全国平均を上回るレベルに到達させると共に、平成32年度には入学定員充足率100%を達成する。





## 小規模法科大学院の各特色を活かした連携によるきめ細かな法曹教育の実現

### 趣旨・ねらい

ICTを活用して、両大学院の強みとする教育内容をそれぞれ他方の法科大学院に提供する。また、各大学から他方の大学へ学生を派遣し、それぞれの地域の法実務の特性を知る機会を提供する。また、合同FDなどを通じて双方の教育水準の上げを図る。

### 取組のポイント

#### ① 共同開講科目「現代法の諸問題」

- ICTを活用し、単独では実施困難なテーマ・内容の授業をそれぞれの大学から遠隔授業の形式により実施。

#### (主な実績・成果)

- 実務家教員が多数授業を担当することで実務上の先端的課題を取扱い、学生の動機づけを強化。両大学で利用可能な教育支援システムを構築し、事前及び事後の自習を充実。

#### ② 両大学院の特徴ある授業のICTによる提供

- それぞれの大学院が強みとする授業を映像によるオンデマンド及びライブによる配信により提供。

#### (主な実績・成果)

- H27は千葉大から刑事法科目のみの提供だったが、H28は金沢大からも民事法科目を提供。
- 学生の自習、補習に活用されつつある。

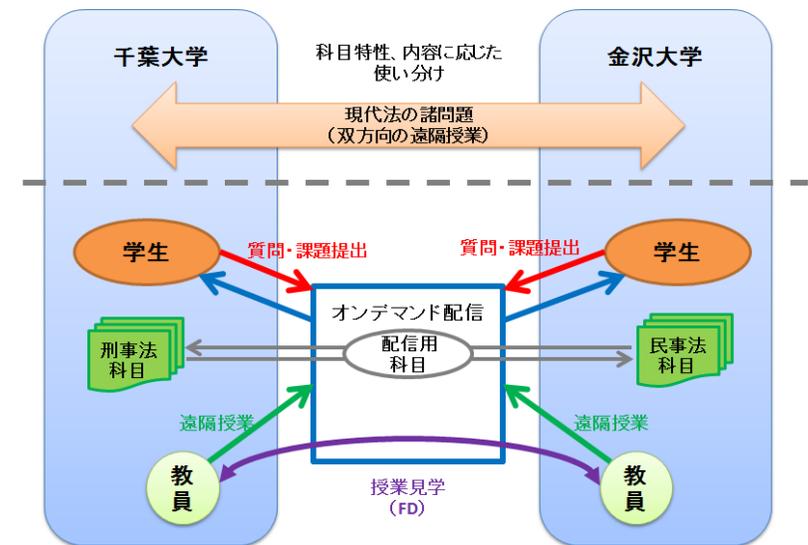
#### ③ 地域の特性に応じた法実務体験のための学生交流

- 千葉では薬物事犯、人身犯の裁判員裁判が多いため、その傍聴を一緒に行い、刑事裁判官を交えた交流会を実施。
- 金沢では、民事案件のクリニックを傍聴し、北陸地域の現状を知る機会を提供し、地元弁護士を交えた交流会を実施。

#### (主な実績・成果)

- H28は各大学院より10名前後の学生が参加。特に、それぞれの地域における実務家を交えた交流が学生に好評価で、学修意欲を強く喚起した。

金沢大学との連携(ICT関係)



ICTの活用を模索するなかで、ライブ配信向きの授業とオンデマンド配信に適する授業との違いが次第に明確になりつつある。なお、千葉大では千葉大の録画授業の一部を法科大学院進学希望の学生にも配信することを計画中。



### ◇プログラム名

## 関西大学法科大学院への支援の取組



### ◇プログラム名

## 大阪大学法科大学院との連携による教育改革

### 趣旨・ねらい

大阪大学及び関西大学双方の法科大学院の特色ある科目の単位互換、FD活動の共同化に加え、大阪大学からのカリキュラム改善提案、共同授業の開講等により双方の法科大学院における教育力の向上、学生の質の向上を図る。

### 取組のポイント

#### ① FD活動の実質化

授業見学から一歩踏み込んだFD活動を開始し、教員が教育方法について客観的に認識することができた。

##### (主な実績・成果)

- ・相互に授業見学会に参加し、報告書提出又は意見交換を実施。  
H27年：延べ89人 H28年：延べ93人 H29年：延べ37人
- ・大阪大学における外部講師によるモデル授業への参加。  
H27年～H28年 大阪大学127人 関西大学22人
- ・実務家（修了生）と教員との意見交換会開催。  
H29年に2回実施、延べ30人参加

#### ② カリキュラム改善提案

・関西大学の1年次（未修者）配当科目に、訴訟法科目が含まれていなかったため、大阪大学から入門的な科目の配置を提案。

##### (主な実績・成果)

- ・民事・刑事の手続法講座「法と社会（裁判実務）」（1～3年次配当・2単位）が新設された。H29年の履修者は26人。

#### ③ 共同授業の実施へ

- ・平成30年度、両校の法律基本科目に「連携講義」枠を設けて、憲法及び刑事訴訟法の共同授業を実施する。
- ・他の法律基本科目においても、相互にシラバスの点検を行い、改善を図る。

##### (見込まれる成果)

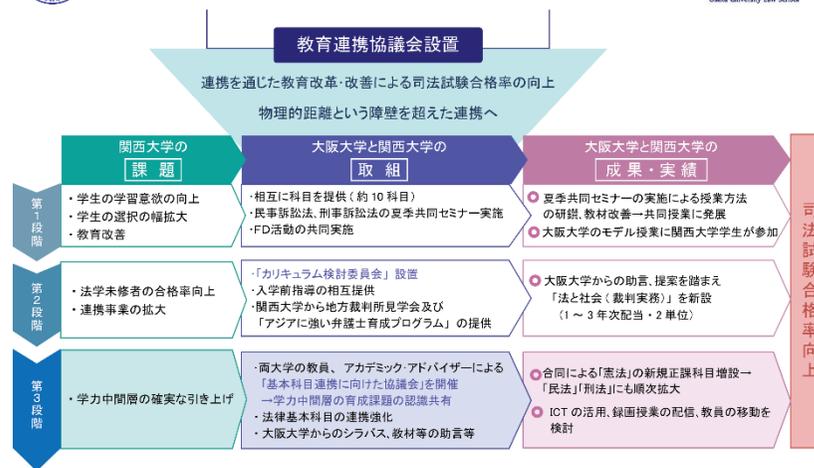
- ・両校の学生及び教員が交流することにより、客観的に弱点を認識し、学習意欲を高めることに繋がることと期待できる。

## 大阪大学高等司法研究科への支援の取組 関西大学法科大学院との連携による教育改革



関西大学 法科大学院

大阪大学 高等司法研究科





## ◇プログラム名

法律基本科目を中心とした教育成果向上のための  
大学連携プログラム



## ◇プログラム名

九州大学法科大学院との包括的教育連携協定に基づく法  
律基本科目を中心とした教育力改善・強化のための取組

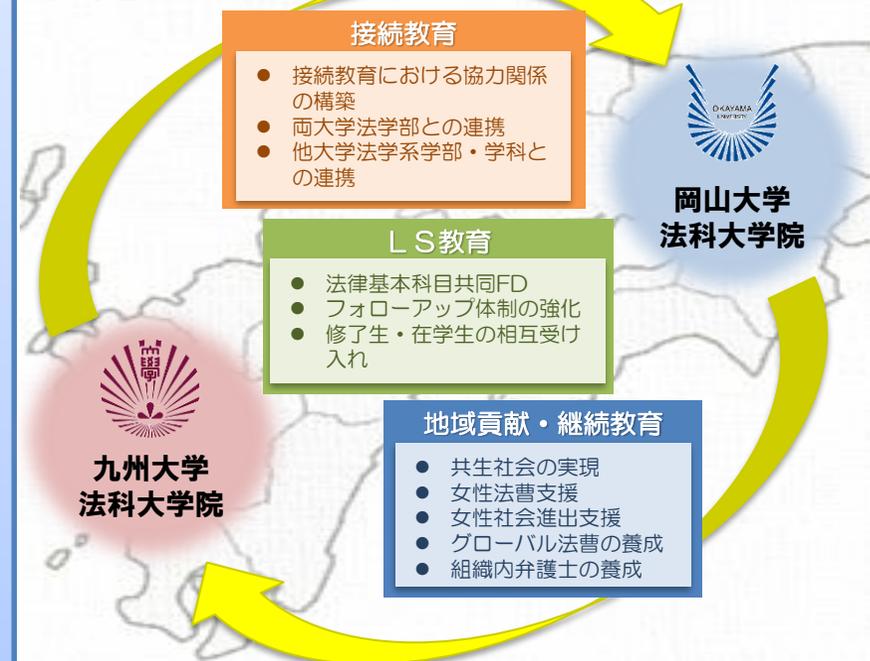
## 趣旨・ねらい

九州大学法科大学院と岡山大学法科大学院の間で法律基本科目を中心とした教育連携を行い、教育内容・方法の検証を通じて、両法科大学院の教育力ひいては教育成果を向上させることを目的とする。

## 取組のポイント

- ① **連携協議会の組織**  
(主な実績・成果)  
・各年度の教育連携取組を具体化。
- ② **相互授業参観及び科目間FD**  
(主な実績・成果)  
・「大学間連携・科目間FDチェック項目」の策定。  
・憲法、民法、刑法について相互授業参観及び科目間FDを実施。
- ③ **定期試験問題の相互検討**  
(主な実績・成果)  
・憲法、民法、刑法のほか、民事訴訟法、刑事訴訟法について、定期試験問題の相互検討を実施。
- ④ **大学間共同FDの実施**  
(主な実績・成果)  
・科目間の相互授業参観及びFD、定期試験問題の相互検討を踏まえ、科目横断的な共同FDを開催。  
・平成30年度以降の中間試験等の共同実施について協議。
- ⑤ **学修支援アドバイザー制度**  
(主な実績・成果)  
・共同FDにて、九大の学修支援アドバイザー制度を検証。  
(今後の展望)  
・岡大学修支援アドバイザーの九大への派遣及び研修を実施。
- ⑥ **在学生及び修了生の相互受入**  
(主な実績・成果)  
・修了生の相互受入について、試行的取り組みを経て、正式に実施することを決定。規定を整備。

## 教育連携の概要



学部との**接続教育**、法科大学院における**法曹養成教育**、地域の最先端課題に取り組む**地域貢献・法曹継続教育**という、入り口から出口、さらにその先までフォローする、優秀な人材育成のための**広域連携プログラム**。



## ◇プログラム名

### 7大学法科大学院の連携による先導的事業の推進と情報発信の取組

#### 趣旨・ねらい

慶應義塾大学法科大学院が、東京大学、一橋大学、京都大学、神戸大学、中央大学、早稲田大学の各法科大学院と連携して共通の情報発信プラットフォームを構築し、先端的な法科大学院の現状と魅力を広く一般に伝える取組を行う。

#### 取組のポイント

##### ① 法科大学院の魅力に関する情報発信

- ・司法試験合格実績や先導的取組の成果などにおいて法曹養成教育に成功している7つの法科大学院が連携し、トップ・ロースクールにおいて学ぶことの意義や魅力を、共通の情報発信プラットフォームを構築して発信する。(ウェブサイトは公開済み)

##### (今後の展望)

- ・リーフレットの作成等を通じて、情報発信を促進する。

##### ② 法科大学院の課題に関する情報発信

- ・次世代研究者の養成や司法試験問題作成に協力する際の課題の解決など法科大学院が直面する問題点について、トップ・ロースクールの立場から検討し、その成果を広く発信する。

##### (今後の展望)

- ・法科大学院と法学部の連携に関する調査研究等を共同で行う。

##### ③ 共同して行う先導的事業

- ・法曹リカレント教育や実務法曹のグローバル化など法科大学院が新たに担うべき教育内容の共同実施を試みる。

##### (今後の展望)

- ・国際セミナーや学生向けプログラムの相互開放・共同実施などを行う。

